

平成21年度
岩手県出資等法人運営評価レポート

平成21年11月
総務部

目 次

《総括編》

1	趣旨	1
2	県出資等法人運営評価の基本的な考え方	1
3	県出資等法人数について	2
	(1) 県内に主な事務所を有する法人	
	(2) 指導監督対象法人	
	(3) 運営評価対象法人	
4	県出資等法人運営評価の概要について	4
	(1) 資本金等と県の出資等の状況	
	(2) 中期経営計画における経営目標の達成状況について	
	(3) 役職員の状況	
	(4) 財務の状況	
	(5) 県の財政的関与の状況	
	(6) 情報公開の状況	
	(7) 前年度指摘事項への取組状況	
	(8) マネジメント評価の結果について [マネジメントの改善に向けた主な取組例]	
5	今後の運営評価の取組について	14
6	法人ごとの運営評価結果の記載内容について	16
	I 法人の概要	
	II 所管部局の評価	
	III 統括部署（総務部）の総合評価	

別表 1 平成 21 年度県出資等法人運営評価対象法人一覧

別表 2 平成 21 年度県出資等法人運営評価対象法人概要及び運営評価結果一覧

《個別法人編》

○ 平成 21 年度県出資等法人運営評価の結果（44 法人）

参 考 平成 21 年度県出資等法人運営評価シート様式

1 趣旨

県出資等法人改革については、平成 15 年度から平成 18 年度を推進期間とする「岩手県出資等法人改革推進プラン」（旧プラン）に基づき取組を推進してきたところですが、平成 20 年 1 月に平成 19 年度から平成 22 年度を推進期間とする「新岩手県出資等法人改革推進プラン」を策定し、今後の法人改革の方向とその取組内容を明らかにしました。その中では、運営評価制度を法人運営の継続的な改善・改革を進めていくための中核的な仕組みと位置付けているところです。

平成 21 年度の県出資等法人運営評価は、平成 20 年度を評価対象年度とし、対象法人及び各所管部局において運営評価（1 次評価及び 2 次評価）を行うとともに、その結果等を基に、統括部署である総務部において総合評価を行ったものです。

本レポートは、対象法人の概要をお知らせするとともに、本年度の運営評価の結果を取りまとめ、それぞれの法人の改革・改善に向けて、今後取り組むべき方向を明らかにするものです。

「県出資等法人」とは：

県の施策を遂行するために、県が直接事業を行うよりも法人が役割を担うことが適切な場合など、必要に応じて設立し、あるいは出資などを行っている法人のことをいいます。

一般的に、「第三セクター」や「外郭団体」ということもあります。

そのうち、県内に主たる事務所を有する法人のうち、県の出資が資産株となっている法人^{注1}以外について、県では「県出資等法人指導監督要綱」を制定して運営評価を実施するなどの指導監督を行っています。

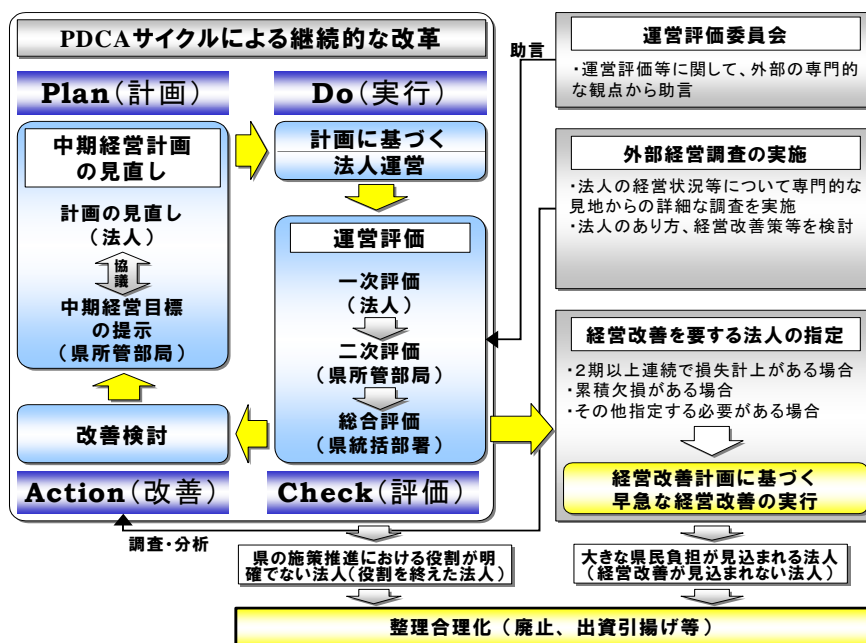
注 1：(株)岩手銀行、(株)東北銀行

2 県出資等法人運営評価制度の基本的な考え方

県が掲げる施策目標を達成することを使命とする県出資等法人が、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県民の負担をまねくことのないよう自らの課題を解決していくためには、継続的な改善の取組を行うことが必要です。

このため、平成 16 年度、県と法人が共に徹底して課題を洗い出し改革を進める新たな運営評価制度を創設し、それ以降、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルの確立による徹底した法人改革に取り組んでいます。

県出資等法人運営評価制度の体系図



3 県出資等法人数について

- (1) 県内に主な事務所を有する法人 (46 法人)
- (2) 指導監督対象法人 (44 法人)

平成 21 年 6 月末現在、県内に主な事務所を有する県出資等法人は 46 法人となっていますが、このうち「岩手県出資等法人指導監督要綱」に基づき、県の出資が資産株となっている法人を除いた 44 法人を指導監督の対象としています。

平成 21 年 3 月 31 日に岩手県住宅供給公社が解散したため、昨年度指導監督対象法人から 1 法人減となっています。

平成 21 年度 指導監督対象法人数

区 分	特別法 法 人	特例民法法人※		会社法 法 人	合 計
		社団法人	財団法人		
県内に主な事務所を有する県出資等法人	5	5	21	15	46
指導監督対象法人	5	5	21	13	44

※ 従来のいわゆる民法法人（社団法人及び財団法人）については、平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度が施行されたことに伴い、平成 25 年 11 月末までに公益法人又は一般法人のいずれかを選択し移行するか、解散するかの方針を定めて所定の手続きを取る必要がありますが、移行期間内は従前どおりの名称で存続することが可能となっています。なお、平成 21 年 10 月末現在で移行申請を行っている県出資等法人はありません。

(3) 運営評価対象法人(44 法人) (別表1「平成21年度県出資等法人運営評価対象法人一覧」参照)

指導監督対象法人44法人について、県の関与の度合い等に応じて次の類型ごとに評価シート、評価方法等を設定して運営評価を実施しました。

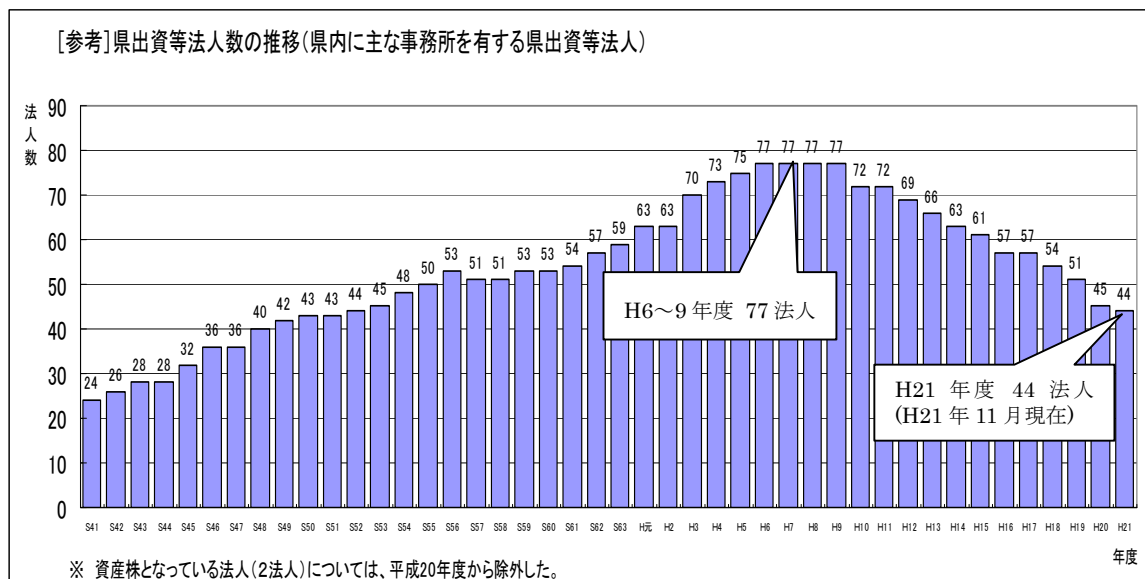
① 分類基準

区分	基準	該当法人数
類型1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県出資比率50%以上の法人 ただし、特別法法人で、関係法令に基づき、国による常例検査が行なわれている法人を除く。 ○ 県出資比率25%以上50%未満の法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰越欠損金が発生、または経営改善を要する法人に指定されている法人 ・ 県の運営費補助、運転資金としての短期貸付を受けている法人 ・ 県職員派遣を受けている法人又は県職員が代表者に就任している法人 ○ 上記のほか、法人の経営状況や将来リスク等を総合的に勘案し、類型1に分類する必要があると認められる法人※ 	27 法人
類型2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県出資比率25%未満の法人 ○ 県出資比率25%以上の法人のうち、類型1に該当しない法人 ○ 廃止等法人及び地元自治体の主導的関与に委ねる法人 	17 法人

※ 2期連続して決算で損失計上、累積欠損の発生等を想定。

② 運営評価の方法

区分	運営評価の実施	運営評価実施主体
類型1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営評価シートに基づく評価 ・ 総務部による総合評価 ・ 法人及び所管部局への個別ヒアリング 	法人及び県
類型2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営評価シート(簡易版)による法人の経営状況の把握 ※ 所管部局への個別ヒアリングは必要に応じて実施 	県



4 県出資等法人運営評価の概要について

平成 21 年度における県出資等法人運営評価の結果をみると、平成 16 年度に運営評価制度を導入して以降、PDCA サイクルに基づく法人の改革・改善の取組が浸透し、マネジメント能力の向上が認められます。

(1) 資本金等と県の出資等の状況

《法人の資本金等の規模》

法人の資本金等の規模をみると、特別法・会社法法人においては資本金 10 億円以上の法人の割合が最も高く、特例民法法人においては 1 億円未満の法人の割合が最も高くなっています。資本金等が 10 億円以上の 13 法人のうち、特別法・会社法法人が 9 法人、特例民法法人が 4 法人で、株式会社や信用基金協会の資本金等の額が大きい傾向があります。また、特例民法法人にあっては、基本財産の運用益により事業を実施している法人の資本金等の規模が大きくなっていますが、これは職員数や実施事業の規模（年間事業費）と比例しているものではないことに留意する必要があります。

資本金等規模別法人数

(単位:法人)

区 分	法人数	構成比	うち特別法・会社法法人		うち特例民法法人	
			法人数	構成比	法人数	構成比
10億円以上	13	29.5%	9	50.0%	4	15.4%
5億円以上10億円未満	5	11.4%	1	5.6%	4	15.4%
1億円以上5億円未満	8	18.2%	2	11.1%	6	23.1%
1億円未満	18	40.9%	6	33.3%	12	46.2%
合 計	44	100%	18	100.0%	26	100.0%

《県の出資等割合》

法人の資本金等における県の出資等割合をみると、全体では 25%以上 50%未満の法人の割合が最も高くなっていますが、特例民法法人においては 75%以上の法人の割合が最も高く、県の出資等割合が 100%の法人も特別法法人 2 法人、特例民法法人 3 法人の計 5 法人あります。

県出資等割合別法人数

(単位:法人)

区 分	法人数	構成比	うち特別法・会社法法人		うち特例民法法人	
			法人数	構成比	法人数	構成比
75%以上	12	27.3%	2	11.1%	10	38.5%
(うち100%)	5	11.4%	2	11.1%	3	11.5%
50%以上75%未満	9	20.5%	2	11.1%	7	26.9%
25%以上50%未満	15	34.1%	7	38.9%	8	30.8%
25%未満	8	18.2%	7	38.9%	1	3.8%
合 計	44	100.0%	18	100.0%	26	100.0%

《資本金等は前年度と比較して増加》

また、平成 21 年度の運営評価対象法人（44 法人）の資本金等と県の出資等の状況をみると、全法人の合計で前年度と比較して 35,901 千円増加しています。

これは、信用基金協会における出資金の増加、財団法人における寄附受け資産の基本財産への組入れ等によるもので、各法人において資本金等の増強による経営基盤の確立に努めていることが伺われます。

法人の資本金等と県の出資等の状況 (単位：法人、千円、%)

区 分	法人数	資本金等の額			県出資金等の額	県の出資等割合
		20年度	21年度	対前年比		
特別法・会社法法人	18	30,247,811	30,282,361	34,550	10,429,439	34.4%
特例民法法人	26	11,160,554	11,161,905	1,351	7,714,225	69.1%
合 計	44	41,408,365	41,444,266	35,901	18,143,664	43.8%

※20年度の資本金等の額は、解散した岩手県住宅供給公社を除く44法人の額。
県出資金等の額は20年度と同額である。

(2) 中期経営計画における経営目標の達成状況について

《類型1の27法人が中期経営計画を策定》

県出資等法人のうち類型1に該当する27法人については、中期経営計画を策定し、経営目標(事業目標及び経営改善目標)を設定して計画的な法人運営を行っています。

しかし、これまでの経営目標の個々の内容を見ると、事業目標については目標の達成による県の施策への貢献度が明らかでない目標や、過去の実績に鑑みて低い数値の目標、経営改善目標については抽象的・定性的で目標達成状況の検証が困難な目標や、達成の容易な事項を目標として設定する傾向等が散見されました。

《経営目標の妥当性の検証の横展開を実施》

そのため、平成20年度の外部経営調査(特定課題調査)においては、「経営目標の妥当性の検証」を調査項目とし、調査報告書に示された経営改善目標を設定する際のチェック項目について全法人に周知して横展開を図ったところです。

《目標値の中間確認の実施》

また、中期経営計画の平成21年度目標値の修正にあたっては、目標策定段階で所管部局及び統括部署において中間確認を行い、必要に応じヒアリングも実施しながら目標の具体化・適正化等を図るプロセスを新たに設けました。

《経営目標の達成割合は概ね7割程度》

平成20年度における経営目標の達成状況は下表のとおりで、事業目標、経営改善目標ともに全項目数に占める達成された目標の項目数は7割程度となっています。

経営目標（事業目標及び経営改善目標）の達成状況

	事業目標			経営改善目標		
	達成	未達成	合計	達成	未達成	合計
項目数	75	31	106	83	38	121
構成比	70.8%	29.2%	100.0	68.6%	31.4%	100.0

《目標設定の妥当性検証の強化》

PDCA サイクルを効果的に運用するためには、目標設定が非常に重要であることから、目標設定の妥当性について検証する取組みを引き続き強化していくこととします。

《進捗状況の確認によるタイムリーな対応策の実施》

さらには、設定した目標の達成を常に意識した取組みを推進するために、平成21年度からは、年度の中間において中期経営目標の進捗状況の確認も行っているところであり、進捗状況に応じて対応策をタイムリーに実施する仕組みを確立することにより、達成割合をより一層高めていくこととします。

(3) 役職員の状況

《8法人で県職員が代表者に就任》

運営評価対象法人（44法人）のうち、代表者に県職員が就任している法人は、財団法人6法人、会社法法人2法人の計8法人で、前年度と同様となっています。（別表2：平成21年度県出資等法人運営評価対象法人概要及び運営評価結果一覧「県職員の代表者就任」参照）

「役員の状況（常勤）」を見ると、平成21年6月30日現在、常勤の役員数は合計77名で、常勤役員のない法人が6法人ありますが、この6法人はいずれも財団法人です。（別表2：同「役員の状況（常勤）」参照）

《県退職職員が常勤役員に就任している法人の割合は65.9%》

県関係者の法人役員（常勤）就任については、下表のとおり県派遣職員は1法人に1名、県退職職員は29法人に35名が就任しており、昨年度と比較して県退職職員は1名増加し、県退職職員が役員に就任している法人の全出資等法人に占める割合は65.9%となっています。

《県派遣職員数は減少》

常勤の職員数は2,360名のうち、13法人の162名が県派遣職員、12法人の59名が県退職職員となっています。昨年度と比較して県派遣職員は27名減少、県退職職員は7名増加していますが、これは各法人において計画的に派遣職員の引揚げや職員のプロパー化に努めた成果であると認められます。

法人役員職員の状況

(単位：人)

区分	役員数					職員数				
	うち県派遣		うち県OB			うち県派遣		うち県OB		
特別法・会社法法人	52	0	0法人	17	12法人	1,803	50	2法人	2	2法人
特例民法法人	25	1	1法人	18	17法人	557	112	11法人	57	10法人
合計	77	1	1法人	35	29法人	2,360	162	13法人	59	12法人

注1 「役員数」は、平成21年6月30日時点の常勤役員数。

注2 「職員数」は、平成21年6月30日時点の常勤職員数。

《県職員派遣は削減の方向で見直し》

県職員派遣については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から適正化を図る必要があります。また、法人役員への県職員の就任については、法人に県施策推進上の役割を十分に果たしてもらう上で、所管部局としての指導監督のみでは十分でないため、法人運営に役員として直接参画する必要が特にある場合に限るなど、基本的には削減する方向で見直しを行う必要があります。

《職員数は10人未満の法人が最多》

職員数については、10人未満の法人が21法人(47.7%)で最も多くなっており、特に特例民法法人においては半数以上が10人未満であり、そのうち8法人(30.8%)は5人未満と職員規模が小さい傾向があります。

職員数別法人数

(単位：法人)

区分	全法人		うち特別法・会社法法人		うち特例民法法人	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
100人超	5	11.4%	4	22.2%	1	3.8%
50人～100人未満	6	13.6%	4	22.2%	2	7.7%
10人～50人未満	12	27.3%	4	22.2%	8	30.8%
10人未満	21	47.7%	6	33.3%	15	57.7%
(うち5人未満)	10	22.7%	2	11.1%	8	30.8%
合計	44	100.0%	18	100.0%	26	100.0%

(4) 財務の状況

運営評価対象法人(44法人)のうち、解散の方向で調整中の(株)冷水性高級魚養殖技術研究所を除いた43法人の平成20年度における財務の状況は、次のとおりです。

ア 単年度収支(当期損益又は当期一般正味財産増減額)

《マイナス計上の法人数、額ともに増加》

特別法・会社法法人は当期損益により、また特例民法法人は当期一般正味財産増減額により法人の決算状況の推移をみると、マイナスを計上した法人数、マイナス額ともに大幅に増加しています。

《経営の継続が困難な法人はなし》

単年度収支がマイナスとなった法人は19法人と、平成19年度の11法人に比べて8法人増加しました。マイナスを計上した要因を見ると、減収が要因となっている法人

もありますが、内部留保を計画的に取り崩している法人、会計処理方法の変更による経過措置のためマイナスを計上した法人も含まれており、直ちに経営の継続が困難な状況に陥っている法人はありません。

また、単年度収支がマイナスとなった法人の合計金額は、平成19年度のマイナス3億1,174万円からマイナス14億6,245万円と大幅に増加しています。このうちの12億3,933万円(84.7%)が2法人のマイナス額であり、その他の17法人の1法人当たり平均マイナス額は1,100万円余となっています。

平成20年度決算における単年度収支(当期損益、当期一般正味財産増減額)の状況(総括表)

(単位:千円)

区分	平成19年度		平成20年度			
	法人数	該当法人の損益等の合計額	法人数	該当法人の損益等の合計額	対前年比	
特別法・会社法法人	当期損益がプラス	14	992,202	14	582,347	▲ 409,855
	当期損益がマイナス	3	▲ 224,292	3	▲ 1,279,130	▲ 1,054,838
特例民法法人	当期一般正味財産増減額がプラス	18	1,281,381	10	629,493	▲ 651,888
	当期一般正味財産増減額がマイナス	8	▲ 87,452	16	▲ 183,327	▲ 95,875
合計	単年度収支がプラス	32	2,273,583	24	1,211,840	▲ 1,061,743
	H19・20年度ともプラス継続			23	1,211,541	
	H20年度新たにプラス化			1	299	
	単年度収支がマイナス	11	▲ 311,744	19	▲ 1,462,457	▲ 1,150,713
	H19・20年度ともマイナス継続			10	▲ 1,307,617	
H20年度新たにマイナス化			9	▲ 154,840		

イ 繰越損益

《繰越損失計上は4法人》

特別法・会社法法人について、繰越損益の推移をみると、繰越損失を計上している法人は4法人と平成19年度と同数ですが、平成20年度中に解消した法人が1法人、新たに繰越損失が生じた法人が1法人となっています。

《キャッシュフローには大きな影響なし》

繰越損失の合計額は前年度より増加しており、これは新たに繰越損失が生じた法人の損失額が大きいためですが、損失の要因を見ると減価償却費の増、保有資産の減損処理等が主であり、キャッシュフローに大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、特例民法法人については、平成20年度決算までに全ての法人が新公益法人会計基準に移行したため、繰越金の状況については新公益法人会計基準に基づき正味財産期末残高により把握していますが、マイナスとなっている法人はありません。

平成20年度決算における繰越損益の状況(特別法・会社法法人)(総括表)

(単位:千円)

区分	平成19年度		平成20年度		対前年比
	法人数	該当法人の 損益の合計額	法人数	該当法人の 損益の合計額	
繰越損益がプラス	13	10,729,700	13	10,190,965	▲ 538,735
H19・20年度ともプラス継続			13	10,189,808	
H20年度新たにプラス化			1	1,157	
繰越損益がマイナス	4	▲ 880,459	4	▲ 929,697	▲ 49,238
H19・20年度ともマイナス継続			3	▲ 799,877	
H20年度新たにマイナス化			1	▲ 129,820	

注 繰越損益がゼロのものは、プラスに含めて集計した。

ウ フローチャートによる財務評価

《良好(A)、概ね良好(B)は20法人》

類型1に該当する27法人について、特別法・会社法法人は損益計算書における当期損益及び累積欠損金の状況、また、特例民法法人は独立採算度及び当期正味財産増減額に基づくフローチャートによる法人の財務評価の結果をみると、「良好」(A)及び「概ね良好」(B)とされた法人が20法人となっており、昨年度から1法人減少しています。

一方、「改善を要する」(C)とされた法人が5法人、「大いに改善を要する」(D)とされた法人は2法人ですが、「大いに改善を要する」(D)とされた2法人の独立採算度が低下したのはいずれも保有有価証券の評価損計上が主たる要因であり、資金繰り等に支障を来たす状況とはなっていません。

《財務の健全化に向けた経営改善の取組みの推進》

フローチャートの質問項目について一部見直しを行ったため、昨年度と単純には比較できませんが、「良好」(A)となった法人は減少しているため、景気の低迷が続く中、一層法人の財務の健全化に向けた経営改善の取組を進める必要があります。

フローチャートによる財務評価の結果

(単位:法人)

	A:良好	B:概ね良好	C:改善を要する	D:大いに改善を要する	合計
特別法・ 会社法法人	4 [5]	3 [2]	1 [1]	0 [0]	8 [8]
特例民法法人	9 [10]	4 [4]	4 [4]	2 [1]	19 [19]
合計	13 [15]	7 [6]	5 [5]	2 [1]	27 [27]

注 []内の数値は平成20年度における評価結果

(5) 県の財政的関与の状況

《運営費補助交付法人数は1法人減少》

法人への県の財政的関与の状況を見ると、平成20年度においては、法人の管理運営費などの経常的な経費に対する補助(運営費補助金)については、前年度と比べて交

付法人数が8法人から1法人減少して7法人となり、補助金額も3,630万円減少しました。

法人の運転資金に係る短期貸付金と損失補償については、(財)クリーンいわて事業団において第Ⅱ期最終処分場を整備したことに伴い、一時的に増加していますが、全体的には削減する方向で取組みを進めているところです。

《財政的関与の適正化》

法人への県の財政的関与については、法人が県の施策推進における役割を果たす上で真に必要なものか、法人の自助努力は十分かを検証し、適正化を図る必要があります。

《損失補償は真に必要な場合に限定》

なお、損失補償については「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)においても、「特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではない」とされていることから、引き続き、県出資等適正化調査委員会において、その必要性、妥当性等を十分に検討し、法令で義務付けされているなど真に必要な場合に限定することとします。

県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	運営費補助金				短期貸付金(運転資金)				損失補償			
	法人数	19年度	20年度		法人数	19年度	20年度		法人数	19年度	20年度	
		金額	金額	対前年比		金額	金額	対前年比		金額	金額	対前年比
特別法・会社法法人	3	1,109,606	1,092,218	▲17,388	1	110,000	82,500	▲27,500	2	369,074	298,415	▲70,659
特例民法法人	4(5)	66,437	47,524	▲18,913	2	1,050,000	1,130,000	80,000	4	4,388,852	4,660,114	271,262
合計	7(8)	1,176,043	1,139,742	▲36,301	3	1,160,000	1,212,500	52,500	6	4,757,926	4,958,529	200,603

注 運営費補助金法人数の()書きは19年度の法人数

(6) 情報公開の状況

《県民の理解と信頼確保の観点からの公開必要性》

県出資等法人は公共的性格を有し、財政基盤が県民の負担によってなされていることなどを踏まえ、県民の理解と信頼を確保する観点から、県出資等法人に関する情報が、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で「迅速、公平、正確」に提供されている必要があります。また、情報公開は法人の経営に対する県民によるチェックの機能も果たしています。

《積極的・分かりやすい情報公開の推進》

このようなことから、行政改革推進法(平成18年法律第47号)や「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うことが求められているところです。

このため、「法人の基本的情報」及び「県の関与に関する状況」について、主たる事務

所への備え置き、法人のホームページ、その他の情報公開状況について確認を行っており、情報公開に係る取組状況の詳細は次表のとおりです。

法人の情報公開に係る取組状況

公開媒体 公開情報	全法人					うち出資率25%以上の法人(36法人)				
	① 主たる事務 所への備え置き		② 法人のホー ムページ		備考	① 主たる事務 所への備え置き		② 法人のホー ムページ		備考
	法人数	公開率	法人数	公開率		法人数	公開率	法人数	公開率	
I 法人の基本的情報										
1 定款又は寄附行為	42	95.5%	28	63.6%		35	97.2%	27	75.0%	
2 役員名簿	43	97.7%	32	72.7%		36	100.0%	30	83.3%	
3 社員名簿(社団法人の場合)	5	100.0%	5	100.0%	5法人	5	100.0%	5	100.0%	5法人
4 事業報告書又は営業報告書	42	95.5%	30	68.2%		36	100.0%	29	80.6%	
5 決算関係書類	43	97.7%	33	75.0%		36	100.0%	31	86.1%	
6 事業計画書	37	84.1%	28	63.6%		35	97.2%	27	75.0%	
7 予算関係書類	35	79.5%	28	63.6%		34	94.4%	27	75.0%	
8 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書	35	79.5%	12	27.3%		34	94.4%	12	33.3%	
9 職員数に関する情報	38	86.4%	25	56.8%		33	91.7%	23	63.9%	
10 職員の給与に関する情報	26	59.1%	14	31.8%		25	69.4%	14	38.9%	
11 役員の報酬・退職金に関する情報	26	59.1%	15	34.1%		25	69.4%	15	41.7%	
II 県の関与に関する状況										
1 出資者の状況	36	81.8%	22	50.0%		32	88.9%	21	58.3%	
2 県からの財政的支援の額	27	81.8%	19	57.6%	33法人	26	89.7%	19	65.5%	29法人
3 県からの財政的支援の内容等	26	78.8%	16	48.5%	33法人	25	86.2%	16	55.2%	29法人
4 県派遣職員に関する情報	11	84.6%	8	61.5%	13法人	11	84.6%	8	61.5%	13法人
5 運営評価の結果	24	88.9%	7	25.9%	27法人	24	88.9%	7	25.9%	27法人

※ 公開済み「○」、未公開「×」、該当なし「-」。

《情報公開割合は上昇傾向》

平成20年度の運営評価レポートにおいて、個別に該当法人に対して「取り組むべきこと」として指摘したほか、機会を捉えて情報公開の推進について指導を行った結果、職員数、役職員の給与・報酬に関する情報や県の関与に関する情報について、昨年度と比較して法人ホームページにおける公開割合が上昇傾向にあります。

一方において、経費の関係等からホームページを開設していない法人もあることから、情報公開の重要性について引き続き啓蒙し、積極的に情報公開を推進するよう各法人に働きかけていくこととします。

法人ホームページにおける情報公開の状況(昨年度からの推移) (公開率:%)

区 分	全法人			うち出資率25%以上の法人		
	20年度	21年度	増減	20年度	21年度	増減
職員数に関する情報	44.2	56.8	12.6	54.3	63.9	9.6
職員の給与に関する情報	19.5	31.8	12.3	23.5	38.9	15.4
役員の報酬・退職金に関する情報	29.7	34.1	4.4	35.5	41.7	6.2
県からの財政的支援の額	33.3	57.6	24.3	33.3	65.5	32.2
県からの財政的支援の内容	41.2	48.5	7.3	41.2	55.2	14
県派遣職員に関する情報	40.0	61.5	21.5	40.0	61.5	21.5

注 平成20年度と調査項目が異なるため、役員の報酬・退職金に関する情報は20年度の役員の報酬に関する情報と、県からの財政的支援の額・内容は県からの事業費補助金の額・内容と比較。

(7) 前年度指摘事項への取組状況

平成20年度岩手県出資等法人運営評価レポートの総合評価において、各法人及び所管部局に対して「取り組むべきこと」として指摘した事項に対する取組状況を「実施済」、「取組中」、「未実施」に分類した状況は次表のとおりです。

前年度指摘事項への取組状況

(単位:項目数)

《法人》	実施済	取組中	未実施	合計	《所管部局》	実施済	取組中	未実施	合計
項目数	17	59	8	84	項目数	8	48	4	60
構成比	20.2%	70.2%	9.5%	100.0%	構成比	13.3%	80.0%	6.7%	100.0%

《実施済・取組中が90%超》

法人における「実施済」と「取組中」の合計が90.4%、所管部局における「実施済」と「取組中」の合計が93.3%であり、法人、所管部局ともに指摘事項の解決に向けて前向きに取り組んでいることが伺われます。

指摘事項については、法人ホームページにおける情報公開の推進のように比較的短期間で実施できるものもありますが、経営根幹に関わる中長期的な課題に係る指摘事項も多いことから、取組中のものが多くなっています。

《進捗状況確認による課題解決の促進》

指摘事項に対する取組状況については、引き続き進捗状況を確認することにより課題解決を促進するとともに、「取り組むべきこと」として指摘する項目についても、抽象的で取組の具体策が立てられないことがないよう統括部署としても留意していくこととします。

(8) マネジメント評価の結果について

《マネジメント・サイクル運用状況の評価》

県出資等法人が県の施策推進において十分な役割を果たす上で、法人の事業活動による成果に加えて、よい成果を持続し向上させるためのマネジメント・サイクルの仕組みが構築され、それが狙いどおり運用されているかという点についても評価することが必要です。

このため、運営評価におけるマネジメント評価として、「法人の目的」、「経営計画管理」、「事業管理」、「組織管理」、「所管部局による指導・監督」の5つの視点から評価を行っています。

《「法人の目的」、「所管部局による指導監督」の達成割合が低下》

5つの視点の達成割合は下表のとおりですが、前年度と比較して「法人の目的」と「所管部局による指導監督」について、大きく達成割合が下がっています。これは「法人の目的」に関する設問のうち、情報公開に係る評価を厳しくしたこと、「指導監督」について設問を絞り込むとともに、前年度指摘事項への対応策について、より具体的な取組内

容を問う評価に一部見直しを行ったことが影響していると考えられます。

《前年度と同様の取組状況の場合、評価は低下》

評価の設問については、毎年度見直しを行い、「具体的な取組状況とそれに伴う成果」を評価対象とし、求めるマネジメントのレベルを向上させているため、前年度から改善を行わず、同様の取組状況の場合、評価は下がる結果となります。

《一般的にマネジメントレベルは向上》

一般的には平成16年度に運営評価制度を導入して以来、県の施策推進における法人の役割の明確化や、PDCAサイクルに基づく事業管理、業務執行体制の充実や職員満足度の向上など、法人のマネジメントを重視した改善の取組が進められている結果、マネジメントレベルは向上していると認められます。

《不断の改善・改革が必要》

しかし、組織のマネジメントについては、本来「課題が全くない」ということはあり得ず、一つの課題を解決すれば、またランクアップしたマネジメントに向けた課題に直面し、不断の改善・改革が求められるものです。

《真摯な評価による課題認識の重要性》

マネジメント評価については、各法人が自らのマネジメントを真摯に評価し、課題を課題として認識することが最も重要です。その結果、低い評価となった項目については経営改善目標を設定し、具体的な改善策を講じることにより、より一層マネジメント能力を向上していく必要があります。

マネジメント評価の状況

(単位：%)

		目的	経営計画	事業管理	組織管理	指導監督
全法人	21年度	75.6	86.1	77.5	76.7	77.8
	(20年度)	(82.5)	(87.2)	(79.0)	(74.7)	(83.0)

注 20年度は平成21年度マネジメント評価の対象となった27法人の平均値。

運営評価を通じて、それぞれの法人でマネジメントの改善に向けた様々な取組が行われていますが、それらは他の法人における取組の参考ともなるものです。

マネジメントの改善に向けた主な取組を例示すると、次のようなものが挙げられます。

〔マネジメントの改善に向けた主な取組事例〕

【経営計画管理】

- ・経営基本方針、経営理念の浸透状況確認のため、コンプライアンスチェックシート、内部評価により理解状況を確認 ((財)岩手生物工学研究センター)
- ・「危機管理対応要綱」「危機管理要領」を整備し、事故や災害等を想定した実地訓練を実施 ((財)岩手県スポーツ振興事業団)

【事業管理】

- ・顧客ニーズについて投書箱の設置によって随時把握できる体制を取り、またその運用につい

て明文化し、投書内容等について業務内容に反映させる仕組みを整備（(財)いわてリハビリテーションセンター）

・ISO9001 及び ISO/IEC17025 の要求事項である品質マニュアルを定め、同マニュアルに基づき対処（(財)岩手県土木技術振興協会）

【人事・組織管理】

・「事業団職員資格取得奨励要領」を策定し、社会福祉に関する資格の取得を奨励（社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）

・意見投書箱を設置し、職員満足度・要望等を把握（(財)岩手生物工学研究センター）

・「職員の人事評価に関する要領」を制定し、毎年度評価を実施（(財)岩手県土木技術振興協会）

【コンプライアンス関係】

・毎月 15 日にコンプライアンスに関する時事をグループウェア掲示板に掲載し、全職員に啓蒙。その結果を 4 ヶ月ごとにコンプライアンスチェックシートで検証し、必要に応じ対応策を実施（(財)岩手生物工学研究センター）

5 今後の運営評価の取組について

本県における県出資等法人の改革については、これまで平成 15 年度から平成 18 年度を推進期間とする岩手県出資等法人改革推進プラン（旧プラン）において、経営上の大きな問題を抱えた法人の整理合理化等の改革は概ね終了しましたが、引き続き県の施策推進における法人の役割や、法人に対する県関与のあり方を常に検証し、明確にしつつ、それぞれの法人の経営体質強化による自立の促進や自律的な経営の確立、県民本位のサービス提供に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

このため、平成 20 年 1 月に策定した平成 19 年度から平成 22 年度を推進期間とする新岩手県出資等法人改革推進プラン（新プラン）に基づき、3 つの改革を柱とした改革に取り組んでいます。

【改革 1】 県出資等法人のあり方の見直し

【改革 2】 県関与の適正化

【改革 3】 県民の理解を深めるための情報公開の推進

新プランにおいても、県出資等法人におけるマネジメント・サイクルを回す中核としての運営評価を各法人が実施することによって、目標に対する達成状況等の評価を行い、着実に改革を推進することとしています。

このため、次のような観点から運営評価制度の充実を図ってきたところであり、今後もこの方針は継続していくこととしています。

(1) 県出資等法人を取り巻く社会経済環境の変化や、今後の法人の役割などを継続的に検証する仕組みづくり

《継続的な検証、整理合理化等の検討》

新プラン作成時には出資継続とされた法人についても、運営評価制度に基づき、法人のあり方について継続的な検証を行い、役割が大きく減少した法人については整理合理化等の検討を行います。

《新公益法人制度における各法人のあるべき姿の抜本的検証》

特にも特例民法法人については、平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が施行されたことに伴い、各法人が平成 25 年 11 月末までに公益法人又は一般法人のいずれかを選択して移行手続きを取らなければ、自動的に解散となります。そのため、新制度における各法人のあるべき姿について、運営評価制度を活用しながら抜本的に検証を行う必要があります。

(2) 経営指標等の活用による実効性ある改善の推進、外部経営調査の活用など、運営評価の結果が次期中期経営計画により明確に反映され、法人の経営改善の実効性を高めるための仕組みづくり

《外部経営調査結果の横展開化》

平成 20 年度の外部経営調査（特定課題調査）においては、テーマとした経営目標の妥当性の検証方法等について、各法人に調査結果の横展開を図ったところです。平成 21 年度は県の施策推進における役割、財産の効率的・効果的な活用等をテーマとして調査を実施しましたが、今後も可能な限り各法人の共通的課題をテーマとして取り上げ、調査結果の横展開を図ることにより、一層経営改善の取組を進めていくこととします。

《適切な目標設定による施策推進、経営改善の仕組みの構築》

また、PDCA サイクルを効果的に運用するためには、目標設定の妥当性が非常に重要であるため、平成 21 年度の中期経営目標見直し時から、目標の妥当性を予め検証するプロセスを設け、特定の法人についてはヒアリングも実施しながら、抽象的・定性的で目標達成状況の検証が困難な目標や、達成が容易であったり、経営改善に寄与しないと認められる目標等については見直しを求めたところです。今後も目標の妥当性を予め検証する仕組みや目標の進捗状況の確認を行う仕組みを確立することにより、適切な目標に基づき県の施策推進における役割を果たし、かつ経営改善の実効性を高めていく仕組みを構築します。

(3) 法人への県の関与や法人の自立の度合いなどに応じて典型的に区分した運営評価の実施など、効率的で質の高い運営評価の仕組みづくり

《運営評価の効率化》

平成 21 年度は昨年度設定した 3 類型の分類を見直して 2 分類とし、類型 2 に分類する法人数を増やし、県の関与の割合が低い法人については経営状況の把握のみを行うことにより効率化に努めたところです。

《中期経営計画の期間固定化》

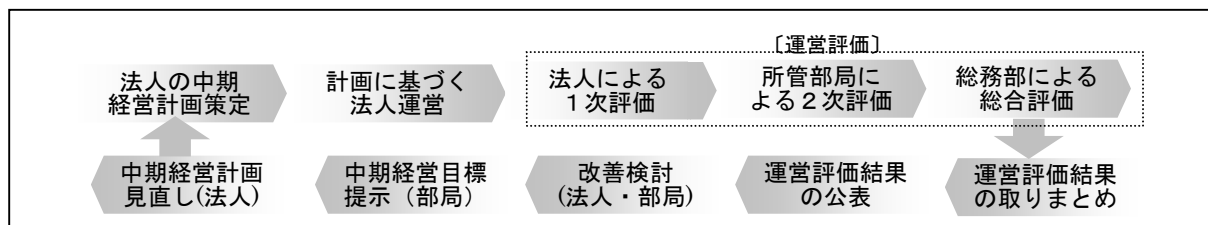
また、従来中期経営計画についてはローリング方式で毎年全面的に見直しを行いながら策定していたところですが、ローリング方式は外部環境変化等に迅速に対応できる一方で、毎年度見直し可能であるため、中期的課題の達成を目指すというよりは実質単年度目標となっていたこと、単年度計画は別途作成している法人が殆どであること等から、平成 20～22 年度計画から期間固定方式とし、原則著しい環境変化がない限り、目標値は計画期間の間、継続するものとし、効率化を図ったところです。

今後も、運営評価の方法・内容等についても随時見直しを行うほか、制度全体としての一層の効率化に努めることとします。

6 法人ごとの運営評価結果の記載内容について

平成 21 年度運営評価は、平成 20 年度を主たる評価の対象年度とし、対象 44 法人のうち、類型 1 に該当する 27 法人については各法人及び所管部局においてそれぞれ 1 次評価、2 次評価を行い、類型 2 に該当する 17 法人については所管部局において法人の経営状況を把握した上で、さらに、統括部署である総務部において、1 次及び 2 次評価の結果等を勘案しながら、総合評価として取りまとめたものです。

【PDCA サイクルによる運営評価制度の流れ】



法人ごとの運営評価結果における記載内容等は、次のとおりとなっています。

I 法人の概要

・法人の名称等

運営評価シートに基づき、「法人の名称」、「設立の根拠法」、「代表者職氏名」、「設立年月日」、「事務所の所在地」、「電話番号」及び「県所管部局課・室」を記載しています。

・資（基）本金等

運営評価シートに基づき、平成 21 年 6 月 30 日現在における基本財産・資本金の金額、県の出資等額を記載しています。

・設立の趣旨、事業内容

法人の定款、または寄附行為で定められている設立目的（事業目的）、事業内容等を記載して

います。

・常勤職員の状況

運営評価シートに基づき、平成 21 年 6 月 30 日現在における「常勤職員数」を記載するとともに、それぞれについて、「うち県派遣」及び「うち県 OB」の職員数を記載しています。また、平成 20 年度における常勤職員（派遣職員を除いたプロパー職員）の平均給与支給額（賞与及び手当を含む。）及び平均年齢を記載しています。

・常勤役員の状況

運営評価シートに基づき、平成 21 年 6 月 30 日現在における「常勤役員数」を記載するとともに、それぞれについて、「うち県派遣」及び「うち県 OB」の役員数を記載しています。また、平成 20 年度における常勤役員の平均報酬支給額及び平均年齢を記載しています。

なお、役職員の給与等については、県の出資等割合が 25%以上の法人には総務省通知により情報を公開するよう要請されていますが、個人情報保護等の観点から公表を控える意向の法人については、非公表としています。

・経営目標（事業目標及び経営改善目標）の達成状況

事業目標、経営改善目標それぞれについて、目標として掲げた項目名、目標及び実績を箇条書きで記載しています。

※ 昨年度までは、事業目標、経営改善目標それぞれについて、①達成（100%以上）、②概ね達成（80～100%）、③未達成（80%未満）となった項目数のみを記載していましたが、各法人が県からどのような役割を期待され（＝事業目標）、その役割を果たす上でどのような経営課題を抱えているか（＝経営改善目標）を明示するため、今年度から新たに中期経営目標の内容及び達成状況を箇条書きで記載することとしました。

・県の財政的関与の状況

平成 18～20 年度の県の「長期貸付金残高」、「短期貸付金実績」、「損失補償残高」、「補助金額」、「委託料」、「その他」の財政的関与の状況を記載しています。

・財務の状況

各法人の平成 18～20 年度決算に基づき、過去 3 年間の「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」（または「損益計算書」）、及び「財務指標」を記載しています。

II 所管部局の評価

※ 昨年度までは、法人の役割と実績、財務状況、マネジメントの概要については、法人と所管部局が運営評価シートに記載した内容を参考として、統括部署において取りまとめていましたが、所管部局としての認識・評価を明示するため、今回からは所管部局が記載した運営評価の総括を原則そのまま記載しています。

・法人の役割と実績

県の施策推進における法人の役割と平成 20 年度における実績を評価し、課題が生じている場

合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

・財務状況

財務の安全性・健全性や効率性、自立性などの観点から、法人の財務について評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

・マネジメントの状況

経営計画管理や事業管理、組織管理などの観点から、法人のマネジメントについて評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

・法人への県関与

法人の設立目的、県の施策推進における法人の役割、法人の運営状況、新プランに基づく県出資等法人改革工定表を踏まえ、法人への県関与について評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

Ⅲ 統括部署（総務部）の総合評価

・総合評価のレーダーチャート

レーダーチャートは、シートにおけるマネジメント評価の5つの分野と、財務（フローチャートによる評価）の評価結果に基づき作成しました。

5つの分野の評価項目は以下のとおりとなっています。

① 法人の目的

設立目的への社会的要請、他団体の代替可能性、県直営と比較した優位性、情報公開の状況

② 経営計画管理

経営基本方針等の浸透度、計画と実績の差異分析、リスクマネジメント対策、運営評価結果の次期経営計画への反映状況

③ 事業管理

事業目標の設定状況、顧客ニーズ・満足度の把握、意見・要望等への対応

④ 組織管理

組織体制の効率化、業務執行体制の機能状況、人材育成・能力開発、コンプライアンス対策、職員満足度向上への対応

⑤ 所管部局による指導・監督

法人との意思疎通、運営評価結果への取組状況、指導・監督の成果

これら5つの分野については、①～④については法人の1次評価、⑤については所管部局の1次評価を基に、それに対する所管部局の評価（①～④）または法人の評価（⑤）等を踏まえるとともに、他法人に係る評価との整合性が図られるよう留意して評価を行いました。

また、「財務」については、運営評価シートにおける特別法・会社法法人用、特例民法法人用

それぞれの財務の「フローチャートによる評価」に基づき、評価結果（A～D）を記載しています。レーダーチャートの作成に当たって、財務の評価結果（A～D）を次により数値化しました。

〔A:100点、B:70点、C:40点、D:20点〕

なお、レーダーチャートにおける点線は、平成20年度運営評価における各法人の評価結果を参考表示したものです。

〔平成20年度における数値化は、A:100点、B:60点、C:20点、D:0点となっています。〕

・ **取り組むべきこと**

運営評価の結果を踏まえ、法人と所管部局において今後対応すべき事項について、それぞれ「法人が取り組むべき事項」、「所管部局が取り組むべき事項」に区分して記載しています。

・ **平成20年度に実施した運営評価における指摘事項への取組状況**

平成20年度岩手県出資等法人運営評価レポートにおいてそれぞれ「法人が取り組むべき事項」、「所管部局が取り組むべき事項」と指摘された事項への現在への取組状況を法人及び所管部局がそれぞれ記載しています。

別表1

平成21年度県出資等法人運営評価対象法人一覧

所管部 局等	所管課	NO.	法人の名称	資本金等 (千円)	県出資金等		運営評価実施区分		頁
					金額(千円)	割合(%)	類型 I	類型 II	
地域振 興部	地域企画室	1	岩手県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	○		1
		2	(財)さんりく基金	335,400	230,000	68.6%	○		5
		3	三陸鉄道(株)	300,000	144,000	48.0%	○		9
		4	IGRいわて銀河鉄道(株)	1,849,700	1,000,000	54.1%	○		14
	NPO・文化国際課	5	(財)岩手県国際交流協会	1,080,845	787,771	72.9%	○		18
	IT推進課	6	(株)アイシーエス	35,000	3,500	10.0%		○	22
		7	(株)岩手朝日テレビ	3,000,000	30,000	1.0%		○	24
環境生活部	資源循環推進課	8	(財)クリーンいわて事業団	10,200	3,300	32.4%	○		26
保健福 祉部	保健福祉企画室	9	(財)グリーンピア田老	10,000	7,000	70.0%		○	30
	医療国保課	10	(財)いわてリハビリテーションセンター	30,000	10,000	33.3%	○		32
	保健衛生課	11	(財)いわて愛の健康づくり財団	312,821	110,300	35.3%		○	36
	地域福祉課	12	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0%	○		38
	長寿社会課	13	(財)岩手県長寿社会振興財団	3,809,189	3,105,000	81.5%	○		42
商工労 働観光 部	商工企画室	14	(財)いわて産業振興センター	305,000	155,000	50.8%	○		46
		15	岩手県オイルターミナル(株)	720,000	250,000	34.7%	○		51
	経営支援課	16	岩手県信用保証協会	9,507,431	5,286,083	55.6%		○	54
		17	(株)盛岡地域交流センター	2,600,000	611,000	23.5%		○	56
	科学・ものづくり振 興課	18	(株)北上オフィスプラザ	1,791,000	300,000	16.8%		○	58
		19	(株)岩手ソフトウェアセンター	1,278,500	350,000	27.4%	○		60
	産業経済交流課	20	(財)盛岡地域地場産業振興センター	27,370	7,500	27.4%		○	64
		21	岩手県産(株)	90,000	41,226	45.8%	○		66
	観光課	22	(財)岩手県観光協会	57,000	47,000	82.5%	○		70
		23	(財)盛岡観光コンベンション協会	304,900	75,000	24.6%		○	74
24		(財)ふるさといわて定住財団	212,500	200,000	94.1%	○		76	
雇用対策・労働室	25	(株)クリーンピアいわて	50,000	20,000	40.0%		○	80	
	団体指導課	26	岩手県漁業信用基金協会	2,139,750	803,300	37.5%	○		82
27		岩手県農業信用基金協会	3,562,140	793,470	22.3%		○	86	
農林水 産部	流通課	28	(社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	1,134,370	522,050	46.0%		○	88
		29	(株)岩手畜産流通センター	2,880,340	654,030	22.7%		○	90
	農業振興課	30	(社)岩手県農業公社	40,000	35,000	87.5%	○		92
	農業普及技術課	31	(財)岩手生物学研究センター	100,000	100,000	100.0%	○		96
	農産園芸課	32	(社)岩手県農産物改良種苗センター	500,000	200,000	40.0%		○	100
	畜産課	33	(社)岩手県畜産協会	73,000	41,000	56.2%	○		102
	森林整備課	34	(財)岩手県林業労働対策基金	1,150,000	900,000	78.3%	○		106
	水産振興課	35	(社)岩手県栽培漁業協会	10,070	4,000	39.7%	○		110
		36	(財)岩手県漁業担い手育成基金	510,000	250,000	49.0%		○	114
		37	(株)冷水性高級魚養殖技術研究所	98,500	2,830	2.9%		○	116
県土整 備部	県土整備企画室	38	(財)岩手県土木技術振興協会	11,000	6,000	54.5%	○		118
	下水環境課	39	(財)岩手県下水道公社	10,000	5,000	50.0%	○		122
	空港課	40	岩手県空港ターミナルビル(株)	340,000	100,000	29.4%		○	126
教育委 員会	教育企画室	41	(財)岩手育英奨学会	508,240	394,199	77.6%	○		128
	生涯学習文化課	42	(財)岩手県文化振興事業団	10,000	10,000	100.0%	○		132
	スポーツ健康課	43	(財)岩手県スポーツ振興事業団	10,000	10,000	100.0%	○		136
警察本部	組織犯罪対策課	44	(財)岩手県暴力団追放県民会議	600,000	499,105	83.2%	○		140
合 計 (44法人)				41,444,266	18,143,664	43.8%			
うち特別法・会社法人(18法人)				30,282,361	10,429,439	34.4%			
うち特例民法法人(26法人)				11,161,905	7,714,225	69.1%			

別表2

平成21年度県出資等法人運営評価対象法人概要及び運営評価結果一覧

整理番号	法人の名称	財務の状況(平成20年度決算)(千円)			県の財政的関与(千円)			役員の状況(全体)			県職員 の代表 者就任	役員の状況(常勤)			職員の状況(常勤)			目標達成状況		マネジメント評価				
		単年度収支	繰越損益(正味 財産期末残高)	財務 評価	運営費 補助金	短期貸付金 (運転資金)	損失補償	役員数	うち 県派遣	うち 県OB		役員数	うち 県派遣	うち 県OB	職員数	うち 県派遣	うち 県OB	事業 目標	経営改 善目標	目的	経営 計画	事業 管理	組織 管理	指導 監督
1	岩手県土地開発公社	▲ 820,776	8,032,444	C				9	3	2		2		2	13	3		2/3	3/4	20.0	90.0	86.7	68.0	46.7
2	(財)さんりく基金	▲ 30,048	1,784,749	C				16	2		副知事	0		1				2/4	2/3	80.0	80.0	40.0	76.0	73.3
3	三陸鉄道(株)	▲ 39,793	▲ 111,271	B	116,083			17	3	1		1		1	65			2/3	2/4	70.0	90.0	60.0	60.0	86.7
4	IGRいわて銀河鉄道(株)	18,478	▲ 355,537	B	62,636			13	1	2		4		2	210			3/3	4/4	100.0	90.0	100.0	92.0	100.0
5	(財)岩手県国際交流協会	▲ 1,194	1,079,532	D	20,612			15	1	1		1		1	3	1		5/6	1/8	80.0	70.0	73.3	60.0	73.3
6	(株)アイシーエス	125,242	157,031	-				16	2	2		7		2	568			-	-	-	-	-	-	-
7	(株)岩手朝日テレビ	▲ 418,561	▲ 129,820	-				17				6			57			-	-	-	-	-	-	-
8	(財)クリーンいわて事業団	▲ 19,002	3,332,848	A		1,100,000	2,883,580	14	2	1	知事	1		1	6	2		2/4	4/4	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9	(財)グリーンピア田老	▲ 3,777	174,344	-				11				1		1				-	-	-	-	-	-	-
10	(財)いわてリハビリテーションセンター	▲ 15,677	154,832	B				11	2	1		3		1	119	16	18	3/3	2/3	80.0	100.0	60.0	76.0	100.0
11	(財)いわて愛の健康づくり財団	1,358	335,023	-				15	1			0		1				-	-	-	-	-	-	-
12	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	62,843	526,903	A	913,499			12	1	6		2		2	357	47	1	3/4	1/3	80.0	100.0	86.7	92.0	73.3
13	(財)岩手県長寿社会振興財団	▲ 10,609	4,070,919	C				13	2	2	副知事	1		1	11	1	1	4/4	3/4	70.0	90.0	60.0	60.0	73.3
14	(財)いわて産業振興センター	▲ 48,012	3,093,391	D	12,908		720,157	10		1		1		1	31	10		7/12	8/13	70.0	80.0	100.0	60.0	60.0
15	岩手県オイルターミナル(株)	22,685	253,684	A				12	2	1	副知事	2		1	8			0/1	2/3	55.0	80.0	40.0	92.0	73.3
16	岩手県信用保証協会	9,359	0	-			282,044	17	1	2		4		2	60			-	-	-	-	-	-	-
17	(株)盛岡地域交流センター	80,806	89,466	-				17	1	1		3		1	8			-	-	-	-	-	-	-
18	(株)北上オフィスプラザ	4,373	▲ 333,069	-				15	1	1		4		1	4			-	-	-	-	-	-	-
19	(株)岩手ソフトウェアセンター	9,337	18,673	A				17	1		部長	2		6				2/3	3/3	60.0	80.0	73.3	76.0	73.3
20	(財)盛岡地域地場産業振興センター	▲ 12,098	650,603	-				21	1			0		7				-	-	-	-	-	-	-
21	岩手県産(株)	10,506	31,607	A		82,500		12	2	1		3		1	55			1/3	5/5	70.0	70.0	73.3	68.0	86.7
22	(財)岩手県観光協会	▲ 9,625	313,697	C	8,142		44,440	26	2			1	1	7	4			0/2	3/4	80.0	65.0	53.3	76.0	86.7
23	(財)盛岡観光コンベンション協会	▲ 2,653	339,527	-				24				1		10				-	-	-	-	-	-	-
24	(財)ふるさといわて定住財団	▲ 1,971	2,567,899	C				14	2		部長	0		7		1		3/4	1/2	70.0	60.0	86.7	48.0	60.0
25	(株)クリーンピアいわて	9,145	71,023	-				11	2			1		26		1		-	-	-	-	-	-	-
26	岩手県漁業信用基金協会	299	1,157	B			16,371	9				1		5				1/2	4/5	75.0	80.0	86.7	76.0	86.7
27	岩手県農業信用基金協会	125,916	0	-				11	1	1		1		11				-	-	-	-	-	-	-
28	(社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	9,026	5,216,527	-				16	1	2		1		1	8			-	-	-	-	-	-	-
29	(株)岩手畜産流通センター	58,379	166,591	-				15	1	1		6		1	339			-	-	-	-	-	-	-
30	(社)岩手県農業公社	34,593	1,828,964	A			1,011,937	12	1	1		2		1	48	3		4/7	4/7	80.0	80.0	86.7	76.0	73.3
31	(財)岩手生物工学研究センター	▲ 4,030	80,259	B				8	1	2	部長	1		1	30	3		2/3	3/4	90.0	90.0	73.3	100.0	86.7
32	(社)岩手県農産物改良種苗センター	▲ 3,832	807,441	-				13	1	1		2		1	9			-	-	-	-	-	-	-
33	(社)岩手県畜産協会	▲ 15,534	172,071	A				19		2		1		1	40	2		5/5	5/5	80.0	90.0	73.3	92.0	33.3
34	(財)岩手県林業労働対策基金	12,711	3,495,369	A				14	1	1		1		1	2			2/3	4/4	90.0	80.0	73.3	68.0	60.0
35	(社)岩手県栽培漁業協会	8,273	241,703	A		30,000		17	1	1		1		1	9			0/3	3/6	90.0	80.0	73.3	76.0	86.7
36	(財)岩手県漁業担い手育成基金	▲ 1,915	527,777	-				12	1			0		1		1		-	-	-	-	-	-	-
37	(株)冷水性高級魚養殖技術研究所	▲ 1,427	▲ 96,312	-				7	1			1		0				-	-	-	-	-	-	-
38	(財)岩手県土木技術振興協会	48,231	933,364	A				9	1	1		1		1	30	2		2/3	3/4	70.0	100.0	100.0	92.0	86.7
39	(財)岩手県下水道公社	3,986	146,342	A				11	1	1		1		1	26	11	3	7/7	4/4	80.0	100.0	100.0	68.0	86.7
40	岩手県空港ターミナルビル(株)	44,979	842,386	-				9	1	1		2		1	11			-	-	-	-	-	-	-
41	(財)岩手育英奨学会	461,403	2,455,082	B	5,862			9	1	2		0		3				3/3	0/2	70.0	100.0	73.3	76.0	100.0
42	(財)岩手県文化振興事業団	36,901	1,260,859	A				11		3		2		2	87	36	3	3/4	3/5	70.0	100.0	86.7	68.0	73.3
43	(財)岩手県スポーツ振興事業団	13,011	232,412	A				12		3		1		1	58	26	23	3/3	5/5	90.0	100.0	100.0	100.0	60.0
44	(財)岩手県暴力団追放県民会議	▲ 3,350	633,775	B				23	4	1	知事	1		1	2	2		4/4	1/3	80.0	80.0	73.3	76.0	100.0
	合計(44法人)	▲ 252,044			1,139,742	1,212,500	4,958,529	612	53	49	8法人	77	1	35	2,360	162	59	75/106	83/121	75.6	86.1	77.5	76.7	77.8
	うち特別法・会社法人(18法人)	▲ 698,210	9,164,956		1,092,218	82,500	298,415	236	24	22	2法人	52	0	17	1,803	50	2							
	うち民法法人(26法人)	446,166			47,524	1,130,000	4,660,114	376	29	27	6法人	25	1	18	557	112	57							

注:目標達成状況欄は、目標達成項目数/目標設定項目数